

第五十二条第一項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第六条の四第一項の項及び第六条の四第二項の項を次のように改める。

| 第六条の四第一項等          | 所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）   |
|--------------------|--|
| 百三十万二千円            | 百五十九万五千円   |
| 三十三万円              | 三十八万円  |
| 所得税法に規定する老人控除対象配偶者 | 同法に規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）  |
| 当該老人控除対象配偶者        | 当該同一生計配偶者  |
| 三十九万円              | 四十八万円とし、当該扶養親族等が特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）をいう。）であるときは、当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。 |
| 第六条の四第二項等          | 扶養親族等  |
| 三百二十万四千円           | 三百四十万千円  |
| 三、四五三、〇〇〇円         | 三、六五〇、〇〇〇円   |

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）  
**第五条** 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

**附 則**

**（施行期日）**  
**第一条** この政令は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、第三条中特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第十二条第四項の改正規定は、平成三十一年一月一日から施行する。

**（経過措置）**

**第二条** 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第五条の四第一項の規定は、平成三十一年八月以後の月分の国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該障害基礎年金の支給停止については、なお従前の例による。

**2** 第一条の規定による改正後の国民年金法施行令第六条の八の二から第六条の九の二までの規定は、それぞれ国民年金の保険料を納付することを要しないものとすべき月が平成三十一年における国民年金法第九十条第一項第一号の厚生労働省令で定める月（以下この項において「基準月」という。）の翌月以後である場合における当該保険料の免除について適用し、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月が基準月以前である場合における当該保険料の免除については、なお従前の例による。

**3** 第二条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第一項から第三項までの規定は、平成三十一年八月以後の月分の児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の当該児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

**4** 第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項、第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号。以下この項において「昭和六十年改正政令」という。）附則第四条において準用する場合を含む。）、第八条第三項（昭和六十年改正政令附則第四条において準用する場合を含む。）及び第十二条第四項の規定は、それぞれ平成三十一年八月以後の月分の特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下この項において「特別児童扶養手当等」という。）の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の特別児童扶養手当等の支給の制限については、なお従前の例による。

**5** 第四条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第四項及び第五項並びに第五十二条第一項の規定は、それぞれ平成三十一年八月以後の月分の昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び昭和六十年改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法の規定による老齢福祉年金の支給停止について適用し、同年七月以前の月分の当該遺族基礎年金及び当該老齢福祉年金の支給停止については、なお従前の例による。

**6** 第五条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令第二条第一項の規定は、平成三十一年八月以後の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律の規定による特別障害給付金の支給の制限について適用し、同年七月以前の月分の当該特別障害給付金の支給の制限については、なお従前の例による。

**省**

**令**

○厚生労働省令第二百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十九日

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><b>（被保険者の氏名変更の届出）</b><br/> <b>第二十八条</b> 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存</p> | <p><b>（被保険者の氏名変更の届出）</b><br/> <b>第二十八条</b> 事業主は、第三十六条の規定による申出を受けたときは、遅滞なく、様式第七号による健康保険被保険者氏名変更届を厚生労働大臣又は健康保険組合に提出しなければならない（当該被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者であつて、厚生労働大臣が当該被保険者に係る機構保存</p> |

厚生労働大臣 加藤 勝信  
 内閣総理大臣 安倍 晋三